

# 地区計画ガイド

## 新渡波地区



平成 27 年 11 月  
石巻市  
(改訂版)

## はじめに

「新渡波地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区的形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成を目指しています。

## 地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美しいまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したもので。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

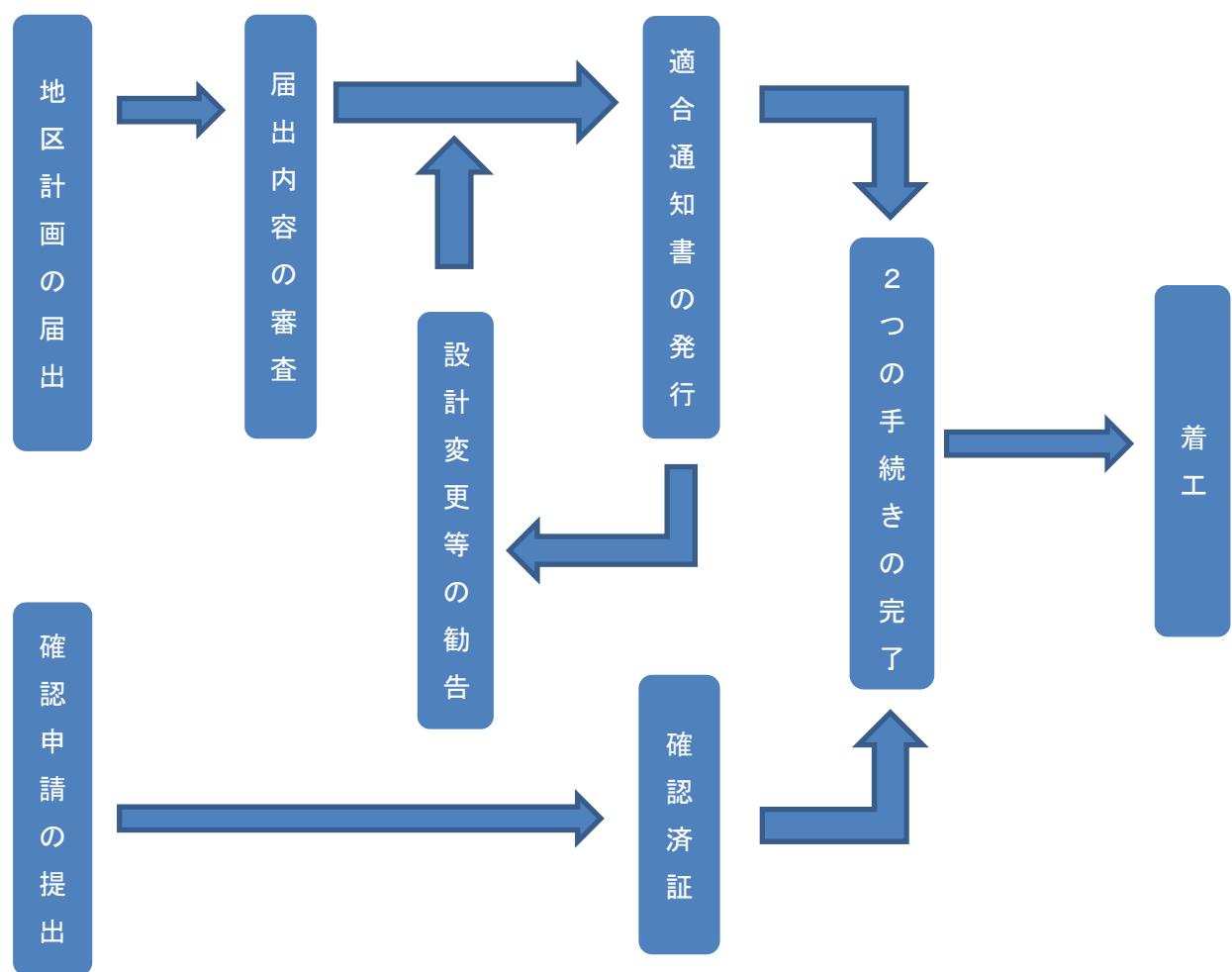
～この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくりのためにご協力をお願いいたします。～

## 手続きの流れ

新渡波地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



## 届け出方法

- ①届け出期間：工事着手の30日前まで
  - ②届け出窓口：石巻市建設部都市計画課  
(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)
  - ③お問い合わせ先：0225-95-1111 内線5634
- ※工事は適合通知書を得てから着手してください。

決定年月日	平成26年 8月26日	石巻市告示231号
変更年月日	平成27年 2月20日	石巻市告示 38号
変更年月日	平成27年11月25日	石巻市告示413号

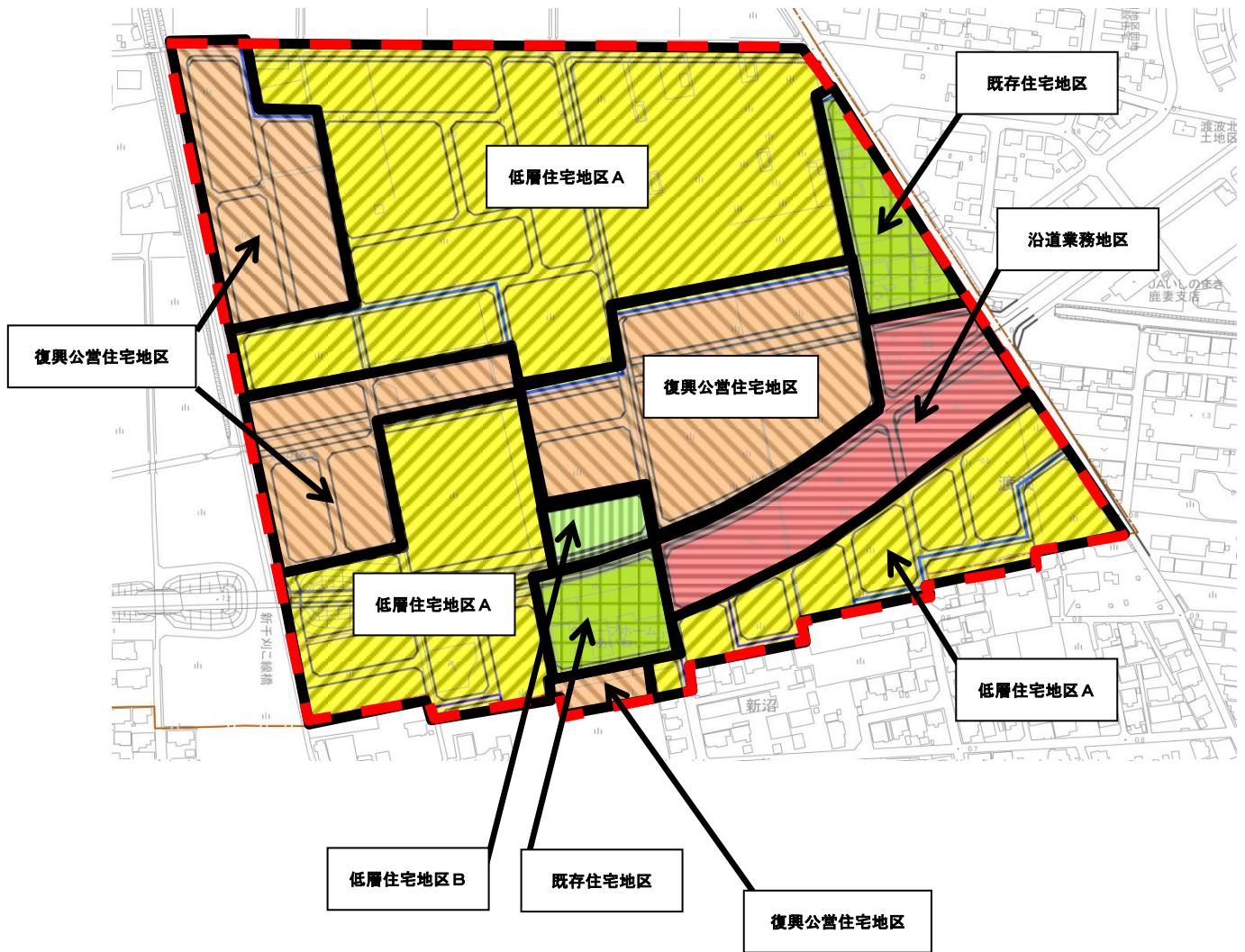
## 計画書

### 石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新渡波地区計画を次のとおり変更する。

名 称	新渡波地区計画
位 置	石巻市渡波字新沼の一部
面 積	約17.8ha
地区計画の目標	本地区は石巻市の中心市街地より東へ約5kmの市街地縁辺部に位置し、地区西側はJR石巻線、北側は市道新沼新千刈線、東側は市道鹿妻山渡波町一丁目線、南側は市街化区域の住宅地に囲まれている。 公共施設の整備改善を行い、東日本大震災による集団移転先となるように、住宅供給と本市の新たな市街地の形成を目的に整備される。 このため、本地区の地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。
土地利用の方針	周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。 1 主に住宅地として計画する。 2 市道伊原津一・渡波町一丁目線沿いは、地域住民の生活利便施設として沿道業務用地を計画する。 3 地区北東に石巻市立渡波中学校の誘致先となる公益施設用地を計画する。
地区施設の整備の方針	土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
建築物等の整備の方針	1 低層住宅地区A、低層住宅地区Bにおいては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 2 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 3 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。 4 既存住宅地区においては、既存住宅の保全を図り、既存の住宅と調和のとれた街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度を定める。

## 地区計画区域図



凡例	
地区計画区域	---
地区整備計画区域	—
低層住宅地区 A	[Yellow Diagonal Stripes]
低層住宅地区 B	[Green Horizontal Stripes]
沿道業務地区	[Red Horizontal Stripes]
復興公営住宅地区	[Orange Diagonal Stripes]
既存住宅地区	[Green Grid Pattern]

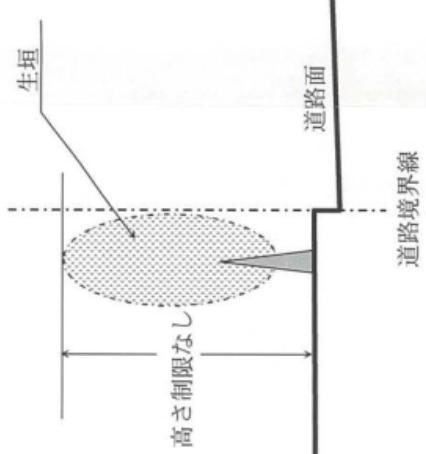
## 新渡波地区計画 地区整備計画

1 地区の区分		低層住宅地区A 10. 0 ha	低層住宅地区B 0. 3 ha	沿道業務地区 1. 5 ha	復興公営住宅地区 4. 9 ha	既存住宅地区 1. 1 ha
2 用途の制限	● 建築できるもの	<p>①戸建住宅</p> <p>②長屋(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号)に規定する公営住宅であるものに限る。)</p> <p>③戸建住宅で事務所、店舗その他のこれらに類する用途を兼ねるもの(うち建築基準法施行令第130条の3で定めるものの(住宅以外の部分が50m<sup>2</sup>以下かつ1/2未満)を除く)を兼ねるもの(うち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50m<sup>2</sup>以下かつ2階以下でもあるもの(住宅以外の部分が50m<sup>2</sup>以下かつ1/2未満)のうち建築基準法施行令第130条の5の2各号に掲げるもの)の)</p> <p>④中学校</p> <p>⑤保育会所(住民の自治活動の用に供するものに限る)</p> <p>⑥巡回派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物</p> <p>⑦保育所</p> <p>⑧前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p>	<p>● 建築できるものの</p> <p>①戸建住宅、共同住宅、長屋</p> <p>②集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る)</p> <p>③巡回派出所、公衆電話所その他のこれらに類する建築物</p> <p>④前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p> <p>⑤老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>⑥診療所</p> <p>⑦巡回派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物</p> <p>⑧老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>⑨店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>⑩各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p>	<p>● 建築できるもの</p> <p>①戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(うち建築基準法施行令第130条の3で定めるものの(住宅以外の部分が50m<sup>2</sup>以下かつ1/2未満)を除く)</p> <p>②学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>③老人ホーム、児童厚生施設センター、児童厚生施設その他のこれらに類するもの</p> <p>④老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>⑤診療所</p> <p>⑥巡回派出所、公衆電話所その他のこれらに類する建築物</p> <p>⑦前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物)</p> <p>⑧店舗、飲食店、事務所等その他これらに類するもの(床面積の合計が500m<sup>2</sup>以下かつ2階以下)</p> <p>⑨工場のうち建築基準法施行令第130条の6に定めるものの(床面積の合計が500m<sup>2</sup>以下かつ2階以下)</p> <p>⑩各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p>	<p>● 建築できるもの</p> <p>①戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(うち建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物を除く)</p> <p>②学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>③老人ホーム、児童厚生施設センター、児童厚生施設その他のこれらに類するもの</p> <p>④老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他のこれらに類するもの</p> <p>⑤診療所</p> <p>⑥巡回派出所、公衆電話所その他のこれらに類する建築物</p> <p>⑦前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物)</p> <p>⑧店舗、飲食店、事務所等その他これらに類するもの(床面積の合計が500m<sup>2</sup>以下かつ2階以下)</p> <p>⑨工場のうち建築基準法施行令第130条の6に定めるものの(床面積の合計が500m<sup>2</sup>以下かつ2階以下)</p> <p>⑩各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p>	
3 容積率の最高限度	2	80%	80%	-	80%	-
4 敷地面積の最低限度			185m <sup>2</sup>	-	-	-
5 壁面の位置の制限				(ただし、巡回派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く。)		
6 高さの最高限度		10m	10m	10m	20m	10m
7 形態又は意匠の制限		(ただし、中学校は除く。)				
8 かき又はさくの構造の制限		<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩について、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>				

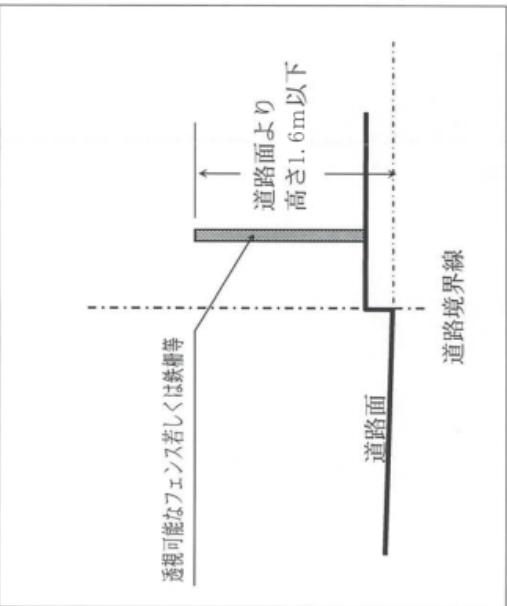
# かき又はさくの構造図

生垣の場合 フェンス等の場合 一部ロック等を使用する場合

生垣の場合



フェンス等の場合



一部ロック等を使用する場合

